

保護者様

川崎市立玉川中学校
校長 溝部 晃

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」 発令時における生徒の安全確保について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、台風等による「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令されたときの生徒の安全確保についてお知らせいたします。内容をご確認いただきますようお願いいたします。また、学校においても生徒へ安全指導をしていきますので、ご家庭においてもお子様と共にご確認くださいませようお願いいたします。

1. 神奈川県内のどの区域、どの市町村において「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発令継続中の場合は、生徒の安全確保のため、当日を臨時休業とします。この場合、電話連絡などでお知らせすることはしませんので、あらかじめご承知の上、天気予報に十分ご注意ください。
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雨警報」・「大雪警報」）が発令された場合などについては、その状況に応じて学校で判断します。
3. 生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令された場合は、授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校させる時間が暴風襲来と重なる恐れがある場合は、生徒を学校に待機させるなどの安全措置を講じる場合があります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。
いずれの場合も、授業を繰りあげ学習途中で下校させるようなときは、「情報配信システム」等でお知らせいたします。
4. その1日を臨時休業とした場合は、天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、通学路の安全を確認したうえで、部活動や委員会活動など放課後の生徒の活動については実施することがありますが、その際は「情報配信システム」等でご連絡いたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭(044-411-2639)までご連絡ください。